1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

請求

被告が原告に対してした平成11年6月11日付け戒告処分を取り消す。

事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告が原告に対してした平成11年6月11日付け戒告処分(以下「本件処分」という。)は違法であるとして、その取消しを求めた事案である。

争いのない事実

当事者

(ア) 原告は,平成11年4月1日から日野市立α小学校の音楽専科の教諭として勤務していた。 平成11年当時,α小学校の校長はA(以下「A校長」という。)であった。 (イ) 被告は,東京都の教育に関する事務を行っており,原告に対する処分権を有している。 (ア)

(イ)

本件処分等

被告は、同年6月11日付けで、原告に対し地方公務員法29条1項1号ないし3号により、戒告処分を行っ

本件処分の理由は、「平成11年4月6日(火)午前10時5分ころ、A校長からα小学校入学式において、国歌斉唱の際、ピアノ伴奏を行うよう、5日の職員会議及び6日の朝に職務命令が出されたにもかかわらず、その命令に従わなかった。このことは、地方公務員法32条及び33条に違反する。」というものであった。(ウ) 原告は、同年7月21日、本件処分を不服として、東京都人事委員会に審査請求を申し立てたが、同委員会は、平成13年10月26日、原告の請求を棄却する旨の裁決をした。

- (1) 原告の本件行為について、地方公務員法29条1項1号ないし3号に該当する事由があるか。
- (2) 本件処分は違法か。

争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)について

(被告の主張)

- 職務命令違反(地方公務員法32条違反)
- (ア) 職務命令の存在

(ア) 職務の中の存住 a A校長は、平成11年4月5日午後2時45分ころ、職員会議の場において、音楽専科の教諭であった原告に対 し、本件入学式の国歌斉唱に際してピアノ伴奏を行うよう職務命令を発した(以下「本件事前命令」という。)。 また、A校長は、本件入学式当日である同月6日午前8時20分ころ、校長室において、原告に対し、再度入学式の 国歌斉唱に際してピアノ伴奏を行うよう職務命令を発した(以下「本件当日命令」といい、本件事前命令と本件当日命 令を一括して、「本件職務命令」という。)。 b 後記(原告の書張)ア(ア)は全て手が多の場に立まる)。

令を一括して、「本件職務命令」という。)。 b 後記(原告の主張)ア(ア)は全て争う。 職務命令の成立要件として、①立会人が発令の場に立ち会い、②書面によって告知され、③記録が取られること、が 必要であるというわけではない。 また、A校長は教諭に対しては職務命令とそうでない場合を明確に区別して発言してきたから、本件職務命令が職務 命令であるかどうか原告にとって区別が困難な状況にあったということはない。 A校長は、校務に関する職務遂行の一環として原告に対してピアノ伴奏を命じたのであって、このことが原告の個人 としての思想・良心を否定するものではないから、原告が自らの思想・良心を理由に「君が代」のピアノ伴奏を拒絶し ていたからといって、本件職務命令の発出が否定されるわけではない。原告自身、本訴提起に至るまで、本件職務命令 があったことを一貫して認めた上、その違法性や不当性を主張していたに過ぎない。 (イ) 職務命令の適法性

職務命令の適法性

(イ) 職務命令の適法性 a 原告の職務に関する事項であること α 小学校では平成7年ころから音楽専科の教諭が入学式・卒業式の国歌斉唱に際してピアノ伴奏を行ってきた。学校教育法28条3項の規定に基づき校務をつかさどる責任者であったA校長は、ピアノ伴奏がテープ伴奏よりも教育的教育法28条3項の規定に基づき校務をつかさどる責任者であったA校長は、ピアノ伴奏がテープ伴奏よりも教育的教育法28条3項の規定に基づきで務をつかさどるする。 本件入学式での国歌斉唱に際してもピアノ伴奏で行うことを決定し、平成11年4月5日の職員会議においても、本件入学式においては、直前に行われた同年3月の卒業式に準じて国歌斉唱をピアノ伴奏で行う旨打ち合わせがなされた。これらからして、本件入学式における「君が代」のピアノ伴奏は、音楽専科の教諭であった原告の職務に含まれる。 なお、他校においてテープ伴奏等で入学式が行われており、それに対して被告や日野市教育委員会(以下「日野市教委」という。)が何らの指導もしていないということがあったとしても、国歌斉唱の実施方法をピアノ伴奏にするか、テープ伴奏にするかについては、当該校長の判断に任せられていたから、これをもって、本件入学式における「君がける」のピアノ伴奏が原告の職務に含まれないとはいえない。 まま19条章 同であるとの主張について

を務をつかさどるA校長が、学習指導要領に基づき、入学式において国歌を斉唱することを決定し、それを実施したからといって、また、本件職務命令を発したからといって、それらのことが入学式に出席した子供やその保護者の思想・良心の自由を侵害するものではない。

憲法1条違反であるとの主張について 府の見解によれば、「君が代」の「君」とは日本国及び日本国民統合の象徴である天皇を指すから、「君が代」自 政府の見解によれば、 体が憲法1条に違反するものではないし、また、本件職務命令が憲法1条に違反するものでもない。d 憲法99条違反であるとの主張について

上記 c, d 記載のとおり、本件職務命令は何ら憲法99条に違反するものではない。 校長の管理権ないし校務掌理権の濫用であるとの主張について 上記 c,

本件入学式前日の職員会議において、国歌斉唱はテーブ伴奏でよいとの意見が大勢となっていたが、最終的な対応は 管理職に委ねるということで同会議は終了した。これを踏まえて、上記aのとおり、A校長は、α小学校の従来の慣例 及びピアノ伴奏の方がテープ伴奏よりも歌いやすく教育的効果があるとの考えから、国歌斉唱をピアノ伴奏で行うこと を決定し、本件職務命令を発したのであり、本件職務命令は校長の管理権ないし校務掌理権の範囲内のものである。 小括

以上のとおり、本件職務命令は、原告の職務の範囲内のものであり、憲法等の上位法規に違反しない適法なものであ

る。 (ウ) (ウ) 原告は、適法な職務命令である本件職務命令を発せられたにもかかわらず、本件入学式の国歌斉唱に際してピアノ伴奏を行わなかったのであるから、原告の本件行為は職務命令違反に該当する。 イ 信用と整合会(地方公務員法33条違反)

職務命令違反

でくれるものと期付していたが、和内はボロが、ログログでは、110000 に対して、これでは、10000 には、10000 には、100000 には、10000 には、10000 には、10000 には、100000 には、100000 には、100000 には、100000 には、100000 には、100000 には、100000 には、1000000 には、100000 には、1000 まとめ

以上のとおり、原告の本件行為は、地方公務員法32条及び33条に違反するものであり、同法29条1号ないし3 号の事由がある。

(原告の主張)

職務命令違反(地方公務員法32条違反)の不存在

(ア) 本件職務命令の存在自体が極めて疑わしいこと 平成11年4月5日の職員会議では、最終的な対応を管理職に一任するのではなく、「『君が代』の扱いについては もう一度管理職で考えて欲しい。」とだけ決定された。同日午後2時45分の職員会議途中の段階では、A校長は、「 君が代」をピアノ伴奏で行うことを最終的に決定していなかったから、本件事前命令は発令されていなかったことにな

者が代」をピアノ什会でロフーにで取得的に介入している。また、一般に、職務命令が発令される場合には、①立会人が発令の場に立ち会い、②職務命令が書面によって告知され、③記録が取られることになっているところ、本件職務命令については、A校長から、単に口頭で職務命令であると言い渡されたに過ぎず、文書もなく、立会人も不在であるし、「私の言うことは職務命令だと思ってくれ。」、「コピー1枚取ってもらうのも職務命令だ。」などというA校長の日頃の発言からすると、原告にとって何が職務命令で、何が職務命令でない単なる要請なのかの区別が困難な状況であった。さらに、自らの思想・良心を理由に「君が代」のピアノ伴奏を拒絶している原告に対し、職務だからという理由だけで、ピアノ伴奏をしろと命じることなどあるのかと一般人であれば疑わしく思うはずである。これらからして、原告は、被告が主張する本件職務命令なるものは、基本的にはA校長の要請に過ぎないと考えていたもので、外形上、A校長の「職務命令」という言葉があったとしても、それだけで本件職務命令があったとは評価できない。

(1) 職務命令の違法性

(イ) 職務命令の違法性 a 原告の職務外の事項であること 学校教育法や小学校学習指導要領に「君が代」のピアノ伴奏について規定した条項は一切存在しないし、管理職の締め付けが厳しい国立市の教育次長ですら「(ピアノ伴奏は)絶対条件ではない。」旨明言していること、仮に「君が代」のピアノ伴奏が職務であるならば、全ての小学校の入学式でピアノ伴奏が行われていなければならないはずであるが、本件職務命令発令当時、テープ伴奏を行っていた小学校が多数存在していたこと、 α 小学校においても、入学式・卒業式で「君が代」のピアノ伴奏が行われるようになったのは平成7年3月の卒業式からに過ぎないことからすると、 まま19条簿 反 憲法19条違反

原告の権利侵害 (a)

(a) 原告の権利侵害 原告は、①「君が代」は過去の日本のアジア侵略と密接に結びついており、これを公然と歌ったり、伴奏することはできない、②儀式的行事の中で自発性の告知等の思想・良心の自由を実質的に保障する措置がない場合に国歌斉唱をすること自体が憲法19条に違反するとの学説が有力に主張されている中、「君が代」がアジア侵略で果たしてきた役割等の正確な歴史的事実を教えず、かつ、自発性の告知等の思想・良心の自由を実質的に保障する措置がないままに「君が代」を歌わせるという子どもの人権侵害に加担することはできない、③元来、日本の伝統音楽である雅楽を基本にしながらドイツ和声を付けているという音楽的に大変不適切な「君が代」を、さらに平均律のピアノという不適切な演奏方法で演奏することは、一人の音楽家としても、子どもに良い教育を提供する見地からもできない、以上のような思想・良心を有していた。

そして, 原告が、 その思想・良心により、本件入学式において「君が代」の伴奏ができないということは、A校長も 認識していた。

にもかかわらず、あえて職務命令で原告にピアノ伴奏を強要することは、原告の思想・良心の自由を侵害するもので

 $20060605175450.\ txt$ あり、明白に憲法19条に違反する。 原告は地方公務員であるが、公務員であっても思想・良心の自由が保障されていることには変わりなく、教育が児童に自らの頭で考え、解決する力を養うことを主要な要請の一つとしていることからすれば、教育を司る教育公務員の思想・良心の自由よりも一層保障されるべきである。したがって、その制約に関する諸・良心の自由は一般の公務員の思想・良心の自由よりも一層保障されるべきである。したがって、その制約に関する諸事で存在しないこと)という、思想・良心の自由なのできま求した制約手段が必要不可欠であることの(基準に、つまずに照らせば、音楽的、教育的見地に照らして不適当な「君が代」のピアノ伴奏により教育的規制とがることはない上、原告の思想・良心の自由に照らせば、音楽的、教育的見地に照らして不適当な「君が代」のピアノ伴奏により表育の思想・良心の自由に記述した措置がとられていないから、本件職務命令は①の要件を満たしておらず、他にテープ伴奏や他教諭によるピアノ伴奏といった選択肢もあったから、②の要件も満たしていない。したがって、本件職務命令は憲とアノ伴奏によったとしても、学習指導要領には「君が代済唱はピアノ・保護という企業を持つないたと、「名別とは、事実と異なる上、「君が代」のピアノ伴奏がであるから、「君が代」のピアノ伴奏がであるからは同様に表述いて決定されたことなどから、その目的及び手段において合理性がなく、本件職務命令は同様に憲法19条に違反する。

憲法1条違反

憲法1条は、主権が国民に存することを宣言するところにその本質があり、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴で

憲法「宋は、土権が国民に行う。ここでは1,000 しかないことを示す規定である。 しかし、「君が代」の「君」とは天皇のことであるという政府答弁によれば、「君が代」は主権者ではない天皇を礼 賛するものであることになり、主権者は国民であると宣言した同条と真っ向から衝突する違憲の歌であることになる。 したがって、原告に「君が代」という違憲の歌の伴奏を強制する本件職務命令もまた同条に違反する。

公然員は、国民の思想・良心の自由を侵害したり、国民主権の原理をないがしろにしたりしてはならないという憲法 擁護義務を負っているところ、本件において、被告、日野市教委及びA校長は、思想・良心の自由の上に「上司の命令」を平然と置くことによって、憲法体制を真っ向から否定し、憲法尊重擁護義務に根本的に違反している。 したがって、本件職務命令は憲法99条の憲法尊重擁護義務に違反し、無効なものである。

校長の管理権ないし校務掌理権の濫用

校長が教諭に対して職務命令を発する根拠となるのは、学校における校長の管理権ないし校務掌理権であり、これが逸脱・濫用となるか否かは、諸事情を総合考慮して判断すべきであるが、とりわけ①職務命令の目的が正当といえるか、②目的を達するための手段として合理的内容を有しているといえるか、③手続的な観点から、議論が必要な事項に これが

が、②目的を達するための手段として合理的内容を有しているといえるか、③手続的な観点から、議論が必要な事項についてきちんと職員会議等の場で議論を経たかが重要な判断材料になる。 被告は本件職務命令の目的としてピアノ伴奏で国歌斉唱を行うことにより教育的効果を上げること及び従来の慣例を実施することを挙げているが、この目的は上記ら(a)のとおり正正当とはいえないし、上記ら(a)のとおり他の選択肢もあったから、本件職務命令は目的を達するための手段として合理的とはいえない。 教育的効果を上げるためには、「君が代」に対して好意的とはいえない思想・良心を抱いている原告よりも、他の教諭にピアノ伴奏を委ねた方が子どもにとってはるかに高い教育的効果を上げることが期待できるものである。 さらに、「君が代」の伴奏方法については、小学校学習指導要領、国旗国歌法等の法令はもちろん、被告及び日野市教委においても何ら決められていなかったのであるから、A校長としては、どのような伴奏方法が適切であるのかについて所属教職員と議論を深めた上でその意向を十分に尊重して合理的な判断をしなければならなかったものであるに、α小学校では、「君が代」斉唱をピアノ伴奏で行うがテープ伴奏で行うか、ピアノ伴奏によるとした場合、音楽専科教諭が伴奏会議の1回だけであり、しかもそこでの教職員の意見の大勢はテープ伴奏でよいというものであった。したがって、本件職務命令はA校長の管理権ないし校務掌理権の逸脱・濫用にあたる。 (ウ) 以上のとおり、本件職務命令は、職務命令としての存在が疑わしく、仮に存在するとしても、憲法に違反する

(ウ) 以上のとおり、本件職務命令は、職務命令としての存在が疑わしく、仮に存在するとしても、憲法に違反するなど違法なものであったから、原告にはこれに従う義務はなく、原告の本件行為を職務命令違反ということはできな

イ^{*} 信用失墜行為(地方公務員法33条違反)の不存在 (ア) 職務命令違反の不存在等

(ア) 職務印事建及の不存在等 原告の本件行為は、上記アのとおり職務命令違反にはあたらないし、仮にあたるとしても、それが教員としてあるま じき行為であると通常の一般人が判断するとは考えられないから、本件行為が信用失墜行為であるということはできな

い。 (イ) 本件入学式参加者に心理的混乱を与えていないこと 本件入学式においては、教頭が「国歌斉唱」と言った後、すぐに「君が代」のテープが流された。その際、原告は、入場曲の伴奏後、左隣り約30センチメートル付近のところにあったパイプ椅子に席を移す時間がなかったので、引き続きピアノの椅子に着席して「君が代」のテープを静かに聴いていたが、その姿は、ピアノの陰に隠れて来賓や保護者からは見えにくい状態であった。そして、原告は、「君が代」のテープが終わった後の切りのよいところで、ピアノの椅子からパイプ椅子へと移動した。 このように、本件入学式が何ら問題なく執り行われたほか、入学式の式次第に国歌斉唱をピアノ伴奏で行う旨の記載はなかったこと、テープ伴奏はごく普通のこととして多くの小学校で行われていたこと、α小学校での従前の経過からいえば、「君が代」斉唱の際にピアノ伴奏が行われていた期間よりもテープ伴奏が行われていた期間の方がはるかに長かったことからすれば、本件入学式の参加者において、被告が主張するような心理的混乱などは存在しなかったし、仮に存在したとしても、それは原告がピアノ伴奏しないことを熟知しながら準備不足のまま入学式に臨んだA校長の怠慢 に存在したとしても、それは原告がピアノ伴奏しないことを熟知しながら準備不足のまま入学式に臨んだA校長の怠慢 によるものである。

したがって、原告の本件行為は、教育公務員という職に対する信用を失墜させる行為には該当しない。

まとめ

以上のとおり、原告の本件行為は、地方公務員法32条及び33条に違反するとはいえないから、同法29条1号な

いし3号の事由があるとはいえない。

(本件処分の違法性) (2) 争点(2)

(原告の主張)

本件職務命令の違法性

(原告の主張) ア(イ) 記載のとおり, 本件職務命令は違法無効であるから, 職務命令違反及びこれによ る信用失墜を理由とする本件処分はその根拠を欠き違法である。 憲法31条違反

イ 憲法31条違反 (ア) 日野市教育長の公式答弁の存在 原告は、国立市から日野市に赴任するにあたって、同市の教育は比較的民主的であり、「日の丸・君が代」も強制されることはないと聞かされていた。また、同市の教育長は「『日の丸・君が代』は、強制すべき問題ではない。」「『日の丸・君が代』を肯定している方たちの中でも、強制すべき性格のものではない。このことに関する処分というのはありえない。」と日野市議会の定例議会で公式に答弁していた。 したがって、原告が「君が代」斉唱のピアノ伴奏について強制や処分がないと信ずるのは当然であり、その信頼は法的保護に値する。 もし、このような有権解釈に反して、強制や処分があり得るのならば、その解釈の方法が明示的な方法で利害のある教職員らに告知されなければならないが、そのようなことは一切されないまま、原告に対して本件職務命令が発せられ、本件処分が行われたのであるから、本件職務命令及び本件処分は適正手続の保障に違反する。 (イ) 調査義務の懈怠

調査義務の懈怠

(イ) 調査報告の時間 被告及び日野市教委は、「日の丸・君が代」に関し、その監督下にある教職員に対して強制や処分という重大な問題を扱う際には、教育委員会が従前どのような態度をとっていたのかを十分に調査する義務がある。にもかかわらず、被告や日野市教委は、本件処分をなすにあたって、あるいは本件処分をなすように上申するに当たって、これについて何らの調査も行わなかった。このような初歩的な調査が欠落したままなされた本件処分は適正手続の保障に違反する。 (ウ) 事情聴取過程等における日本前内に、原告に対し、「まだ日販事教養には報告書も出していない、ぎしぎしました。

(ウ) 事情聴取過程等における塅紙 A校長は、平成11年4月15日午前中に、原告に対し、「まだ日野市教委には報告書を出していない。ぎりぎりまで出さないようにして穏便に済ませたい。」などと話をしていたが、実際には同月14日に日野市教委に報告書を出していた。これは、A校長が原告に嘘を述べたか、日野市教委がA校長に命じて報告書の日付を改ざんさせたかのいずれかによるものである。また、A校長は、本件に関する事情聴取において、「君が代」を誰が歌っていたかという見てもいない事項について滔々と適当に述べている。このように、原告に本件処分という不利益を課す手続の過程において、A校長の意識的な虚偽が介在していた上、被告や日野市教委がA校長の虚言を信じ込む一方で原告には糾問調の事情聴取に終始するという偏った姿勢をとっていたこと、更には事情聴取を経て本件処分を決定するにあたって、被告が原告の思想・良心の自由について全く検討していないことからすると、本件処分は適正手続の保障に違反する。 有責性の阻却

「有真にいた場合 仮に本件職務命令が適法であったとしても、原告の本件行為は、その思想・良心を踏まえたものであり、およそ非難 「能性がなく、実質的な害悪は発生していないことから、有責性を欠くもので地方公務員法違反に該当しない。 可能性がなく,

懲戒権の濫用

(**1**) 比例原則違反

である。 また、被告の懲戒分限審査委員会において本件処分と比較された減給処分の事例は、本件よりも情状が悪いことが容易に想像できる事例ばかりである上、減給処分か戒告処分かのみを問題として戒告処分以上の事案のみを検討していたというのは、当初から原告を戒告以上の重い処分に付することで結論が決まっていたのではないかとの疑念を抱かせ

る。 さらに、全国的に他の事例を見ても本件処分が重きに失することは明らかであるから、比例原則に違反する。

まとめ オ

以上のとおり、本件処分は違法であるから取り消されるべきである。

(被告の主張)

(被告の主張)
不 本件職務命令が違法であるとの原告の主張について
上記(1)(被告の主張)ア(イ)記載のとおり、本件職務命令は適法である。
イ 憲法31条に反するとの原告の主張について
(ア) 日野市教育長の答弁について
原告の主張する日野市教育長の答弁は、当該教育長の個人的な見解を述べたものであり、また、そもそも日野市教育長は教諭に対する懲戒処分権限を有する立場にないから、その発言に対する信頼を法的保護に値するものと評価するこ とはできない。

とはできない。
(イ) 調査義務の懈怠について
争う。被告及び日野市教委は、原告が問題としている日野市教育長の議会答弁が存在したこと、その意味する内容については、上述のとおり、同教育長の個人的見解であることを承知していた。
(ウ) 事情聴取過程等における瑕疵について
争う。A校長が平成11年4月15日に原告に対して「なるべく穏便に済ませたい。」と話したことはあるが、「まだ日野市教委には報告書を出していない。」と明言したことはない。
また、日野市教委がA校長に命じて報告書の日付を改ざんさせたという事実は全くない。
ウ 有責性が阻却されるとの原告の主張について
争う。原告には本件職務命令に従う義務があったから、それに従わなかった原告には非難可能性がある。原告の本件行為は、それ自体教育公務員という職に対する信用を失墜させ、かつ、本件入学式参加者に心理的混乱を与えたから、

実質的な害悪も発生しており、有責性がある。 エ 懲戒権の濫用であるとの原告の主張について (ア) 処分の要性がないとの主張について

(ア) 処分の必要性がないとの主張について 原告の本件行為は、校長の職務命令に違反するものであるとともに、信用失墜行為にも該当するのであるから、原告 に対し本件処分を行う必要もあった。 なお、原告は、入学式が滞りなく終了し実害がなかったから本件処分を行う必要性はなかったと主張するが、上記(1) (被告の主張)イ(イ)記載のとおり、原告がピアノ伴奏を行わなかったことにより入学式参加者にかなりの心理 的な混乱を与えたことは事実であり、入学式が滞りなく終了したとはいえない。 (イ) 比例原則違反であるとの主張について 争う。原告のした本件行為は、職務命令違反及び信用失墜行為という重大な違反行為であり、戒告処分よりも軽い処 分には到底該当しない。被告の教職員懲戒分限審査委員会は、適正な量定を行ったもので、原告が問題としている他県 の事例と比較しても相当である。 (ウ) したがって、本件処分は、懲戒権の濫用にはあたらない。 オ まとめ

以上のとおり、本件処分は適法である。

当裁判所の判断

第3 当裁判所 1 認定事実 証拠 (甲5, 証拠(甲分、11、19、24、27、28、33、36、37、56、乙1、3、証人A、同B、原告本人)及び 弁論の全趣旨によれば、次の事実を認定することができる。 (1) α 小学校では、平成7年3月の卒業式から「君が代」斉唱の際に音楽専科の教諭によるピアノ伴奏が行われる

(1) α、 ようになり、以後各平区 ープ伴奏で行われていた。 (2) 平成9年4月1日、 では音楽専科(以後各年度の入学式・卒業式も同様にピアノ伴奏が行われていた。なお、それまでは「君が代」斉唱はテ

れた。 (5) れた。 (5) 原告は、平成11年4月1日に前任地である小平市立 β 小学校から α 小学校に転任することになっており、同年3月17日、同校において、A校長と事前面接を行った。この際、A校長が、原告に対して「 α 小学校では、従来、入学式の際にピアノ伴奏で国歌斉唱を行ってきたので、新しく来たあなたにもピアノ伴奏をお願いしたい。」と申し入れたところ、原告は、「自分の思想・信条上それから音楽教師としてもできない。」と断った。 A校長は、当時原告が勤務していた β 小学校の校長に対し、原告が「君が代」斉唱の際にピアノ伴奏をするよう指導を依頼し、同校長は原告にその旨指導したが、原告は同様に断った。 (6) 原告は、同年4月1日に α 小学校に着任することとなっていたが、差し支えのため、同月5日に初めて出勤した。

争点 (1) について) 職務命令違反 (地方公務員法32条違反) の有無

(1)

・ 現場の 目の F ロ 上記 1 (6), (7)によれば、A校長が原告に対して、平成11年(以下、特に断りなく日付を示す場合は平成11年の日付をいうものとする。)4月5日午後2時45分ころ(本件事前命令)及び同月6日午前8時20分過ぎころ(本件当日命令)の2回にわたって、同年度入学式の国歌斉唱の際にピアノ伴奏を行うようにとの本件職務命令を発したことが認められる。

にことが認められる。 原告は、同月5日の職員会議では「君が代」のピアノ伴奏について管理職で再度考えて欲しい旨決定されたに過ぎないから、同日午後2時45分の段階でA校長はこの件について最終的な決定をしていないはずであり、本件事前命令は発令されていなかった旨主張するが、同日の職員会議における議論の経過は上記1(6)で認定したとおりであり、職員会議での司会者の発言は校長ら管理職に対する要望に止まるものと解するのが相当である。 校長は、職員会議における教職員の意見ないし決定を尊重すべきではあるけれども、これに拘束されるものではなく、校務を司り所属職員を監督する権限に基づいて独自に職務命令を発することができるのであるから(地方公務員法32条では表すい、上記職員会議の議論の経過を理由に本件事前命令が存在しなかったと推認することはできない。

はできない。

また、原告は、発令に際して立会人が不在であること、口頭で告知されたに過ぎず書面による告知がないこと及び記録が取られていないことから本件職務命令の存在が疑わしい旨主張するが、職務命令は、権限ある上司から部下に対しその職務を遂行するに当たって発せられるものであり、原告主張の要件を具備しなければ職務命令を発することができないとする根拠はないから、原告主張のような発令の手続ないし形式がとられていないことを理由に本件職務命令が存むない。

在しなかったということはできない。 そのほか、原告は、A校長の日頃の発言や本件職務命令の内容からして、これが正式な職務命令なのか単なる要請なのか不明であったとも主張するが、上記1(6)、(7)認定のとおり、A校長は、2回にわたる本件職務命令の発令に際して、原告に対し、いずれもこれな事が多のであるまる。本件職務命令の発行に関しているから、本件職務の会の不方方といる。 すること及び原告もそれを認識していたことは明らかである。本件職務命令の不存在をいう原告の主張はいずれも採用 できない。

でさない。
イ 職務命令の適法性
(ア) 原告の職務に関する事項であるか否か
 小学校教諭の職務は児童の教育を司ることであり(学校教育法28条6項)、入学式等の行事も小学校における教育の一環として行われるものであるから、その行事を遂行するための行為を分担して行うことも小学校教諭の職務に関するまでです。

の一環として行われるものであるから、その行事を遂行するための行為を分担して行うことも小学校教諭の職務に関する事項である。このことと、原告は小学校の音楽専科の教諭であって、その職務は児童の教育のうち主として音楽に関するものを司ることであることからすれば、入学式において「君が代」を含む児童の歌唱をピアノで伴奏することは、原告の職務に関する事項に含まれるというべきである。原告は、学校教育法や小学校学習指導要領に「君が代」のピアノ伴奏について規定が存しないことを理由に「君が代」のピアノ伴奏は原告の職務に関する事項ではない旨主張するが、個々の教職員の具体的な職務についてまで必ずしも法令等に定められている必要はないし、上記のとおり、入学式を遂行するための行為を分担して行うことは教諭の職務に関する事項であること、原告の職務は主として音楽教育を司ることであることからすれば、「君が代」のピアノ伴奏につき法令等に定めがないことをもって、これが原告の職務に関する事項に含まれないということはできない。また、原告主張のように、入学式において「君が代」のピアノ伴奏を実施していない小学校が他に多数存したり、のように、入学式において「君が代」のピアノ伴奏を実施していない小学校が他に多数存したり、のよいできない。できないでする事項ではないということはできない。のより条違反の有無

原告の権利侵害の有無

る 原日の権利侵害の有無 証拠(甲19,56,原告本人)によれば、原告は、第2の3(1)(原告の主張)ア(イ)b(a)のとおりの思想・良心を有していることが認められる。そして、A校長は、原告が思想・良心から、また音楽教諭としての立場から、本件入学式において「君が代」の伴奏をすることはできないということを認識していたものである(1(5),(6))

由であり、

そのこと自体は、原告に一定の外部的行為を命じるものであるから、原告の内心領域における精神的活動までも否 定するものではない

をするとも、人の内心領域における精神的活動は外部的行為と密接な関係を有するものといえるから、「君が代」を伴奏することができないという思想・良心を持つ原告に「君が代」のピアノ伴奏を命じることは、この原告の思想・良心に反する行為を行うことを強いるものであるから、憲法19条に違反するのではないかが問題となる。しかし、原告のような地方公務員は、全体の奉仕者であって(憲法15条2項)、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念する義務があるのであり(地方公務員法30条)、思想・良心の自由も、公共の福祉の見地から、公務員の職務の公共性に由来する内在的制約を受けるものと解するのが相当である(憲法10条) 13条)

とができる。

本校長は、校務に関する職務遂行上の義務の履行を求めるため、原告に対し、ピアノ伴奏を命じる内容の本件職務命令を発出したのであるところ、上記のとおり、思想・良心の自由も、公務員の職務の公共性に由来する内在的制約を受けることからすれば、本件職務命令が、教育公務員である原告の思想・良心の自由を制約するものであっても、原告において受忍すべきもので、これが憲法19条に違反するとまではいえない。原告は、思想・良心の自由についての違憲審査基準について縷々主張し、その基準に照らして本件職務命令は憲法19条に違反する旨主張するが、本件職務命令の違憲性については上記のとおり判断するのが相当であり、原告の主張は

採用できない。
 ト 子ども及びその保護者の権利侵害の有無
 原告は、本件職務命令は子ども及びその保護者の思想・良心の自由を侵害するものである旨主張する。
 しかし、仮に原告主張のように子どもに対し思想・良心の自由を実質的に保障する措置がとられないまま「君が代」

斉唱を実施することが子どもの思想・良心の自由に対する侵害となるしても、そのことは「君が代」斉唱実施そのものの問題であり、校長が教諭に対して「君が代」のピアノ伴奏をするよう職務命令を発したからといって、それによって直ちに原告主張の子ども及びその保護者の思想・良心の自由が侵害されるとまではいえない。原告の主張は採用できな

憲法 1 条違反の有無

憲法99条違反の有無

上記(イ), (ウ)のとおり,本件職務命令は憲法 義務を定めた憲法99条に違反するとはいえない。 (オ) 校長の管理権ないし校務掌理権の濫用の有無 本件職務命令は憲法に違反するものではないから、その発出が公務員の憲法尊重擁護

「原告は、本件職務命令はA校長の管理権ないし校務掌理権の濫用にあたる旨主張するが、職務命令は、職務上の上司が受命者の職務に関して発する命令であり、それが法律上または事実上の不能を命じるものでないときは有効であると解すべきであるから、これらを満たしている職務命令がなお命令権者の権限の逸脱ないし濫用にあたるというためには、当該議務命令が明らかに不当な目的に基づくものであるとか、内容が著しく不合理であるという場合に限定される

は、当該職務命令が明らかに不当な目的に基づくものであるとか、内容が著しく不合理であるという場合に限定されるというべきである。本件について見ると、これまで検討したところによれば、本件職務命令は、上記の職務命令発出の要件を満たしているといえるし、かつ、他により望ましい選択肢があるかどうかはともかくとして、本件入学式における「君が代」のとすではいえないから、本件職務命令の体が、明らかに本当な目的に基づくものであるとか、内容が著しく不合理であるとではいえないから、本件職務命令が校長の管理権ないしたを濫用したとまではいえない。原告は、A校長が、教職員らとの議論を十分尽くさなかった上、その結論を全く尊重せずに本件職務命令を発したきではあるものの、これに拘束されることなく最終的には独自の判断で職務命令を発することができるのであるし、本体長が、教職員らの意見を育るが、上記アにおいて述べたとおり、校長は、教職員らのであるした。とをもって権利濫用にあたるとも主張するが、上記アにおいて述べたとおり、校長は、教職員らのであるし、本件入学式における「君が代」育唱をピアノ伴奏で行うことは、原告のα小学校着任前に決定されていたこと、A校長が高い、学式における「君が代」有唱をピアノ伴奏で行うことは、原告のα小学校着任前に決定されていたこと、A校長本原入学式における「君が代」のピアノ伴奏をする意思がないことを初めて知ったのは3月18日であって、4月6日に行われる本体原子に「君が代」のピアノ伴奏をする意思がないことを初めて知ったのは3月18日であって、4月6日の職員会議の内容は1(6)のとお表にでの教職員の意向が原告の発言に理解をよずものであったからといって(8)のとお命令が権利濫用にあたるとまでいうことはできない。 小括

以上のとおり 適法に存在した本件職務命令を遵守しなかった原告の本件行為は地方公務員法32条に違反する。

以上のとおり、適法に存在した本件職務命令を遵守しなかった原告の本件行為は地方公務員法32条に違反する。(2) 信用失墜行為(地方公務員法33条違反)の有無原告のした本件行為は、小学校の入学式という児童、保護者、来賓等が多く出席している行事の場において、職務命令に違反し、その進行上予定されていた「君が代」のピアノ伴奏を行わなかったというものであるから、教育公務員の職に対する信用を傷つける行為にあたり、地方公務員法33条に違反する。原告は、テープ伴奏の実施により入学式が滞りなく行われ、出席者らの間に心理的な混乱は生じなかったから、本件行為は信用失墜行為にはあたらないし、仮に出席者らの間に心理的な混乱が生じたとすれば、それはA校長の不手際によるものである旨主張するが、原告の本件行為にもかかわらず結果的に滞りなく本件入学式が終了したのは、A校長郎、このまま待っていても原告は「君が代」のピアノ伴奏を行わないであろうと判断し、その代替手段としてD教師に混乱を避けることができたからといって、本件行為自体の信用失墜行為該当性が左右されるものではないから、原告の主張は採用できない。

(3)

3) 結論したがって、 原告のした本件行為は、地方公務員法32条、33条に違反するものであり、少なくとも同法29条1 号, 2号に該当する。 3 争点(2)について

(1) 本件職務命令の適法性 原告は、本件職務命令が違法であることを前提に、これに違反したこと等を理由とする本件処分もまた違法であるから取り消されるべきである旨主張するが、上記2(1)イに述べたとおり、本件職務命令は適法であるから、原告の主 張は採用できない。

(2) 憲法31条違反の有無

日野市教育長の答弁の性質

原告は、日野市教 するので検討する。 日野市教育長の議会における答弁を理由に、本件職務命令及び本件処分が適正手続の保障に違反する旨主張

9 るい () () 4 、 5 5)によれば、平成 2 年 4 月 5 日の日野市議会定例会において、当時の日野市教育長である E (以下「 E 教育長」という。)が、「 『日の丸・君が代』問題について、処分権者である東京都教育委員会は指示通達を出していないが、このことは、 『日の丸・君が代』は法制化・強制すべき性格のものではないという大多数の平均的な国民あるいはお民の感情を解釈に入れて、 『日の丸・君が代』に関する処分はあり得ないと捉えている。」 旨発言したことが認めてある。

が認められる。 しかし、日野市教育長は、教諭の処分権を有するものではないから、上記発言は、被告が都内の市町村の教育委員会 に対して「日の丸・君が代」問題に関する指示通達を出していないという事実を踏まえたE教育長の解釈を発表したに

に対して「日の丸・君か代」問題に関する指示通達を出していないという事実を踏まえたと教育長の解釈を発表したに過ぎないものというほかはない。 したがって、このような日野市教育長の答弁が、日野市教委の上部組織であり、かつ、教職員に対して懲戒等の処分を行う権限を有している被告(地方教育行政の組織及び運営に関する法律38条1項)を法的に拘束するものでないことは明らかであるから、原告主張のように、被告において、敢えてE教育長の上記解釈を否定した上で「君が代」に関する職務命令違反につき教職員を処分する場合があり得ることを告知しなければ、本件職務命令の発出や本件処分を行うことができないと解することはできない。 以上からすれば、原告の主張は採用できない。

調査義務の懈怠

1 調宜義務の研忘 原告は、被告及び日野市教委が上記アのE教育長の発言につき調査しなかったのは適正手続の保障に違反する旨主張 するが、原告に対する懲戒権の行使は、被告がその権限と責任において行うべきものであるし、上記アのとおり、日野 市教育長には教諭の処分権はなく、E教育長の発言は個人的な解釈の表明に過ぎないといわざるを得ないから、被告及

び日野市教委がE教育長の発言について調査しなかったからといって、本件処分に適正手続違反があるとすることはで きない。

分は適正手続の保障に違反する旨主張する。しかし、上記①について、4月15日にA校長が原告に対して「まだ日野市教委に報告書を提出していない。」と述べたことについては、これをいう証拠(甲19、28、56、証人B、原告本人)は、証拠(甲6、証人A)に照らし、にわかに採用できない上、仮にその事実があるとしても、報告書の提出日に関する事柄に過ぎないことからすれば、そのことだけからは、本件処分を違法とするほどの重大な手続違反とまではいえない。また、日野市教委がA校長に命じて報告書の日付を改ざんさせたことについては、これを認めるに足りる証拠はない。上記②については、証拠(甲5、6、27)によれば、A校長は、事情聴取において「君が代」を歌っていた者について同校長の認識を述べたことが認められるから、同校長が虚偽の事実を述べたとはいえない。上記③については、これをいうのは原告本人のみである上、原告本人の供述によっても、詰問の程度は必ずしも明らかでないから、原告に対する事情聴取のあり方が適正手続に反するとはいえない。また、上記④については、証拠(甲3、証人F)によれば、被告は、本件処分を行うにあたり原告の思想・良心の自由を侵害することがないかについても検討したことが認められる。

以上からすれば、事情聴取過程等における瑕疵をいう原告の主張は採用できない。 エー小括

で、本件処分が適正手続の保障に違反するとはいえない。 有責性の阻却の有無_____ したがって

(3)

原告は、本件行為には非難可能性がなく、実質的な害悪も発生していないから有責性が阻却される旨主張する。 しかし、当該行為の動機や結果については、処分の要否や程度を判断するにあたって考慮されるべきではあるものの、これらを理由として当然に行為の有責性が阻却されるとはいえない。のみならず、原告の本件行為に非難可能性が あることは後記(4)のとおりであり、原告の主張は採用できない。(4) 懲戒権の濫用の有無

したがって、本件処分は違法であるとまではいえず、適法であるというべきである。 4 以上によれば、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。 東京地方裁判院事第19部

裁判長裁判官 山口幸雄 裁判官 伊藤由紀子

級刊音 「FMRロルート 裁判官木野綾子は差し支えのため署名押印することができない。

裁判長裁判官 山口幸雄